

## 岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会設置要綱

平成17年8月11日  
教 育 長 決 定

### (趣旨)

第1条 岐阜県教育委員会教育長(以下「県教育長」という)の諮問に応じ、岐阜県立高等学校入学者選抜に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を県教育長に答申することを目的として岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会(以下「諮問会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 諮問会は、委員数名をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、教育職員及びその他県教育長が必要と認める者のうちから、県教育長が委嘱する。
- 3 諮問会には会長及び副会長をそれぞれ1名置く。
- 4 会長および副会長は、委員の互選によって決定する。
- 5 会長は諮問会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代行する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、委嘱をうけた当該年度内とする。

### (会議)

第4条 諮問会の会議は、県教育長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は会長又は副会長、及びその他の委員の2分の1以上の出席により成立する。

### (意見聴取)

第5条 諮問会は、必要があると認めるときは、その事案について関係者の意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 諮問会の運営について必要な庶務は、岐阜県教育委員会事務局教育総務課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、諮問会の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、諮問会が定める。

### 附則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成20年9月22日から施行する。